

事 業 委 員 会

平成30年12月7日(金)

事業委員会

日 時 平成30年12月7日（金）午前10時00分開会—午後0時00分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 松尾委員長、反保副委員長、辻下、和田、奥野、小川、中原

欠席委員 なし

欠 員 1名

傍聴議員 道工、坂原、竹原

出席理事者 田代町長

中口副町長

松田副町長

笠間教育長

家永都市整備部長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長

相馬財政改革部長

鵜久森水道事業理事

早野都市整備部総括理事

寺田総務部理事兼企画地方創生課長

中谷都市整備部副理事

吉田都市整備部副理事兼産業観光促進課長

是澤都市整備部土木下水道課長兼二国推進課長

奥都市整備部建築課長

西澤都市整備部水道課参事

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

松尾委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから事業委員会を開会します。

本日の出席委員は7名、欠員は1名です。理事者については全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより事業委員会を開きます。なお、携帯電話はマナーモードに設定願います。

また理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

12月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件4件の審査を行います。それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については必ずマイクのスイッチを入れてから発言願います。また理事者の発言は所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第78号「平成30年度岬町一般会計補正予算（第6次）について」のうち、本委員会に付託された案件について議題とします。

本件について担当課から説明願います。

吉田課長。

吉田産業観光促進課長 平成30年度岬町一般会計補正予算（第6次）のうち、当委員会に付託されました案件につきましてご説明させていただきます。

委員会資料の1ページをごらんください。

初めに歳入といたしまして12分担金、2分担金、ため池施設改良事業分担金といたしまして62万1,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては孝子地区にある柳池の改修工事に充当する目的で、下孝子水利組合から収入する分担金となっております。

詳細につきましては歳出でご説明いたします。

松尾委員長 西部長。

西総務部長 総務部の西です。続きまして、15府支出金、1府負担金、多奈川地区多目的公園災害復旧費負担金といたしまして、933万4,000円を計上するものです。

内容につきましては多奈川地区多目的公園法面で発生した地すべりの復旧に向けて実施する多奈川地区多目的公園災害復旧費に充当するものです。

詳細につきましては、歳出でご説明させていただきます。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 続きまして、2府補助金、被災農業者経営体育成支援事業補助金といたしまして93万9,000円を補正計上するものでございます。

内容としましては9月4日に上陸いたしました台風21号に係る大阪府の被災農業者への支援補助金でございます。

詳細につきましては歳出でご説明いたします。

松尾委員長 西部長。

西総務部長 資料2ページをごらんください。

続きまして、18繰入金、1基金繰入金、多奈川地区多目的公園管理基金繰入金といたしまして478万9,000円を計上するものです。

内容につきましては多奈川地区多目的公園法面で発生した地すべりの復旧に向けて実施する多奈川地区多目的公園災害復旧費に充当するものです。

以上、当委員会付託分、歳入合計といたしまして1,568万3,000円を増額補正するものです。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 続きまして、歳出についてのご説明をさせていただきます。

3ページをご参照ください。

6農林水産業費、1農業費、被災農業者向け経営体育成支援事業といたしまして、421万6,000円を補正計上するものでございます。

事業箇所につきましては6ページから8ページにお示ししていますので、あわせてご参照ください。

それでは初めに6ページをごらんください。

1カ所目は深日地区にありますガラスハウスであります。場所は岬中学校の正門前の坂を下ってすぐの農地で、野菜を栽培していた農家のガラスハウス2棟が被災したもので、1棟が全壊、もう1棟が一部損壊したものでございます。

これらの撤去費用とビニールハウスを再建するための設置費用、ガラスハウス修繕のための費用といたしまして134万4,000円を補正計上するものでございます。

続きまして7ページをごらんください。

2カ所目は多奈川東畑のビニールハウスであります。場所は犬飼地区の府道木ノ本岬線沿いで、果樹の栽培をしていた農家のビニールハウス及びビニールハウス内の設備が全壊したもので、これらの撤去にかかる費用とビニールハウスの債権及び設備の復旧にかかる費用251万2,000円を補正計上するものであります。

続きまして、8ページをご参照ください。

3カ所目は孝子地区の旧ドライビングスクールみさき周辺の農地で耕作する農家が農機具等を収納している畑小屋の屋根の損壊に伴い、これを修繕するための費用として36万

円を補正計上するものでございます。

恐れ入りますが3ページにお戻りください。

以上、本事業によります被災農業者3件の合計といたしまして421万6,000円の補正計上をするものでございます。本事業は被災農家からの申請に基づき、補助金を交付するような事業でございます。

補助割合につきましては、復旧事業費のうち再建や修繕等にかかる費用が国50%、府20%、町20%と、このようになっております。

さらに施設の撤去が伴う場合の撤去費の補助割合につきましては、補助対象事業費のうち国50%、府25%、町25%となっております。

なお、歳入のうち国の補助対象額につきましては特別交付税措置となり、歳入予算といたしましては大阪府の20%分の計上をしているところでございます。

また歳出予算といたしましては国、府、町の合計額421万6,000円を計上しているものでございます。

結果、おおむね90%を国、府、町で支援することとなりまして、被災農家の方々におきましては、おおむね10%程度の負担となると見込んでおるものでございます。

以上が本事業の概要となります。

続きまして、3農地費、ため池管理費といたしまして124万2,000円を増額するものでございます。

工事箇所につきましては9ページをご参照ください。

下孝子地区にあります柳池でございます。

内容といたしましては柳池の取水施設が経年劣化により漏水等の不良が生じておりまして、これに伴う取水施設の修繕と、漏水による侵食された堤体の補修工事を行い、機能改善を図るものでございます。

なお、2分の1の負担割合で、下孝子水利組合より受益者負担金として分担金を徴収し、充当することとなっております。

恐れ入ります、3ページにお戻りください。

続きまして、5農業施設改良事業費、農業施設改良事業といたしまして12万3,000円を増額するものでございます。

工事箇所につきましては10ページをごらんください。

淡輪別所地区にあります別所下池農業用水路でございます。

内容といたしましては、福祉施設愛の家の裏手を走る箇所において、大雨が降った際に当該水路から施設内へ雨水が流れ込み、施設の裏庭が水浸しになるとのことで、施設側か

ら改善要望が出されておりました、これの水路の流水を防ぐための工事を行うものでございます。

松尾委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 委員会資料の4ページをご参照ください。

続きまして、8土木費、道路橋梁費、町道海岸線整備費としまして、工事費から委託料に、歳出科目に振替を行うもので、内訳としましては工事費で1億1,200万円の減額、委託料で1億1,200万円の増額をそれぞれ補正計上するものです。

内容としましては南海本線と町道海岸連絡線との立体交差にかかる橋梁の仮設工事を南海電気鉄道に委託するもので、場所につきましては委員会資料11ページをあわせてご参照ください。

海岸連絡線につきましては、今年度議決を賜りました道路整備の本線部分その1、その2、その3や、橋桁の製作などを実施しているところです。これらの工事につきましては入札による落札差金、約2億5,000万円が生じており、それに伴い、交付金についても未執行額が生じている状況でございますが、交付金につきましては繰り越しで執行が可能でございます。

このようなことから今年度の交付金を有効に活用して、事業の進捗を図るよう、南海に委託予定の橋梁架設に必要な委託料を予算措置するため、必要額の1億1,200万円を落札差金が生じている工事請負費から南海への委託に必要な委託料へ、費目の更正を行うものでございます。

委員会資料の4ページにお戻りください。

続きまして、8土木費、3河川費、河川水路改修事業費としまして49万9,000円を増額補正計上するものです。

内容としましては兵庫地区水路改修工事設計業務委託料で、大雨時に雨水排水能力が十分でない箇所水路改修を行うための測量設計を行うものでございます。

委託場所につきましては、委員会資料12ページをご参照ください。

業務場所は深日の兵庫地区になります。雨水本管新設105メートルを予定しております。

委員会資料の4ページにお戻りください。

続きまして、8土木費、4都市計画費、下水道事業特別会計繰出金としまして395万8,000円を増額補正計上するものです。

内容としましては下水道事業特別会計における職員の給料の減額、並びに消費税及び地方消費税の確定申告により、中間納付額が確定されたことに伴う増額によるものでござい

ます。

松尾委員長 西部長。

西総務部長 資料の5ページをごらんください。

続きまして、11災害復旧費、3公共土木施設災害復旧費、多奈川地区多目的公園災害復旧費といたしまして1,412万3,000円を計上するものです。

内容につきましては、多奈川地区多目的公園法面で発生した地すべりの復旧に向けて、国の災害査定を受けるために上京する特別旅費12万3,000円と、多奈川地区多目的公園法面災害復旧工事調査設計業務委託料1,400万円を計上するものでございます。

多奈川地区多目的公園の地すべり対策について説明させていただきます。

資料の13ページをごらんください。

3月27日開催の全員協議会で報告させていただきました多目的公園の地すべりの対策につきまして大阪府とも協議を行い、復旧に向けた作業を進めるため今回必要な予算を計上させていただくものでございます。

1、地すべり箇所は多目的公園西側の法面で、土地所有者は多奈川地区財産区で、岬町が指定する都市公園、いきいきパークみさきの公園エリアとなっております。

2、経過ですが、平成29年10月の台風21号の大雨により、法面の一部で地すべりが発生したと見られ、平成30年2月に大阪府とともに現地で法面の変状の確認を行い、3月に全員協議会で法面の地すべりを報告させていただきました。

5月に地質の専門業者による現地調査で地すべり箇所を確認し、地すべり観測装置を現地に設置いたしました。

7月の豪雨時に観測装置で約17センチの地すべりが観測されるとともに、地すべり箇所の隣接地で新たな亀裂、変状箇所が確認されております。

9月に大阪府が地質の専門業者による公園内の全法面調査を実施したところ、今回地すべりが確認された箇所の法面以外の法面に異常は確認されず、最初に変状が確認された法面の補強対策箇所に施工不良等の問題は確認されておりません。

資料の15ページの別図をごらんください。

この図面は大阪府が実施した法面調査で確認された、変状箇所の状況を取りまとめたものとなっております。

最初に変状が確認されたのがAの既対策箇所で、5月の専門業者による現地調査で確認されたのがBの地すべり箇所となっております。

7月豪雨後に新たに確認されたのがCの変状箇所で、写真⑥の地割れを確認いたしております。

①から⑤の写真は法面調査時に撮影されたものとなっております。

①は頂上部付近の地すべりによる段差、②は側溝が地盤の変状により持ち上げられた状況、③は法面上の開口クラック、④は法枠のずれ、⑤は法枠の損傷状況の写真となっております。

5月の調査時よりも9月の調査時のほうが亀裂や法枠の損傷が進行した状況にありました。

観測データでは7月の豪雨で変状が観測されましたが、それ以外では変状は観測されておきませんので、7月の豪雨によって地すべりが進行したと考えております。

資料の14ページにお戻りください。

地すべり対策ですが、今回の地すべりは記録的な大雨によって発生した自然災害と考えられ地すべりも進行していることから、このまま放置すると法面下の進出事業所への影響が懸念されるため大阪府と協議を行い、公園管理者の町が事業主体となり国の災害査定を受けて早期の復旧を図ることといたしました。

法面復旧には多額の事業費が必要となりますが、国の災害認定を受けることができれば国の補助金、交付税措置を受けることができる起債の発行が認められ、一般財源を圧縮することが可能となります。

一般財源分につきましては大阪府と協議を重ね、多目的公園の整備経過を踏まえて3分の2を大阪府が負担することで合意いたしました。

また、町として前例のない事業であることから、大阪府から人的、技術的な支援をいただく予定といたしております。

予定スケジュールですが、今回の予算を認めていただければ、工事に必要な調査設計を平成31年1月から12月にかけて行い、国の災害査定を受けて対策工事、地すべり観測を含め、平成31年12月ごろから平成33年秋ごろまで実施する予定といたしております。

概算事業費につきましては、調査設計が行われないと正確な額は算出されませんが、調査設計費として約7,000万円、工事費として約10億円、合計として10億7,000万円と試算しております。

事業費のフレームですが、調査設計費につきましては岬町が3分の1、大阪府が3分の2の負担で、町の負担額が約2,330万円となり、大阪府が4,667万円を負担することとなります。

対策工事費につきましては、国の災害査定で認定されれば、国費が事業費の3分の2の約66.6%、起債は国費の残額の90%まで発行できますので、約30.0%、起債発

行額の95%が交付税措置をされることとなりますので、全体工事費の約4.8%が一般財源分となり、うち町の負担分は交付税、不算入分を含めて約1.61%、大阪府の負担分は約3.22%となる見込みです。

国の災害査定で認定されることが前提となりますが、今回の法面災害復旧事業の町の負担額についてはトータルで約4,000万円を見込んでおり、その財源につきましては多奈川地区多目的公園管理基金を充当する予定としております。

4、調査設計業務の概要ですが、今回予算計上させていただいた業務の内容ですが、現地の測量等を行う測量調査業務、機械ボーリング等の地質調査業務、構造物の設計等となります。

予算のフレームにつきましては平成30年度、今回の補正予算ですが、委託料1,400万円、府負担金933万4,000円、平成31年度として5,600万円、府負担金3,733万3,000円を予定しており、今回の補正予算で債務負担行為の設定をあわせて行わせていただいております。

町負担財源につきましては、多奈川地区多目的公園管理基金を充当いたします。

なお、業務の発注につきましては、債務負担行為の設定を行った平成31年度予算額を合わせた7,000万円の予算として、平成30年度に発注を行うこととなります。

以上が多奈川地区多目的公園地すべり対策の内容となっております。

資料の5ページにお戻りください。

以上、当委員会付託分、歳出合計といたしまして2,416万1,000円を増額補正するものでございます。

松尾委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 続きまして、繰越明許費でございますが、事業名、町道海岸連絡線整備事業費としまして2億7,000万円を計上するものです。

内容としましては、先ほどご説明いたしました町道海岸連絡線の橋梁架設工事の南海電気鉄道への委託料でございます。

松尾委員長 西部長。

西総務部長 次に債務負担行為補正追加といたしまして、多奈川地区多目的公園法面災害復旧事業調査設計業務を期間、平成31年度、限度額を5,600万円として設定するものでございます。

内容につきましては先ほどの説明のとおりでございます。

松尾委員長 ただいまの説明に対して質疑ございませんでしょうか。

小川委員。

小川委員 4ページの町道海岸連絡線、ちょっとここの方がよくわからないのですが、1億1,200万円を増額して、1億1,200万円の減額。このあたりの説明をもう少しわかりやすくお願いします。

松尾委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 今年度、議会の議決を賜りました道路整備の本線部その1、その2、その3や橋桁の製作などを実施しているところですが、これらの工事については入札による落札差金、約2億5,000万円が生じており、それに伴い交付金についても未執行額が生じている状況です。

以上のことから今年度の交付金を有効に活用して、平成31年度の完成を目指して事業の進捗を図れるよう、南海に委託予定の橋梁架設に必要な委託料、予算措置をするため、必要額の1億1,200万円を工事費から委託料への費用の更正をするものです。

松尾委員長 小川委員。

小川委員 そうしたらこの1億1,200万円を増額するという事は、一旦予算を組んで、その1億1,200万を減額ということは、南海のほうへ払うから、増額と現額でプラマイゼロという理解かな。そういう意味のことをおっしゃっているのか。そこらのあたりがわからないので質問しているのですけど。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 橋梁の架設工事につきましては予算額として、これは先ほど説明のあった交付金の意味合いもあるのですけども、大体2億7,000万円程度ということで、我々で試算しております。

それでその部分について南海さんに今後発注したいと考えているのですが、今年度計上している委託料のほうで少し不足の部分がありますので、落札減で残っている工事請負費から委託料へ振替させていただいて、今後発注していきたいということでございます。

松尾委員長 小川委員、どうですか。

小川委員 委員長わかりましたか。みんなわかっているのですか。

松尾委員長 もう少し説明できますか。家永部長。

家永都市整備部長 今年度、委託料が2億円ということで措置させていただいておまして、工事請負費のほうで橋梁の下部工事について、南海さんの軌道敷きへの影響に対する計測管理という委託費用がございまして、その部分を執行させていただいているのですけども、その2億円からその執行させていただいている部分を差し引いた額、それが2億7,000万円に満たないので、その差分を工事請負費から委託料へ振替させていただいて、2億7,000万円を予算として確保したい、措置したいということでございます。

松尾委員長 ほかに、委員さんどうですか。和田委員。

和田委員 先に1点だけちょっと聞かせてもらうのですが、この1ページの台風時期のこの災害については、いつもこんな援助というのか、こういうのはなかったと思うのですが、今度は国からのあれでなっていると思うのですが、これは一応3件のあれがありますが、これは本人が申請してきたと思うのですが、まだほかにもなかったのかと。

町からは申請をしるとか、そんな指示は1個もしてないのかどうか、その点は。別にする必要はないかと思うのですが、ほかの3件で済むのかと、それだけをちょっと聞きたいのですが。

それともう1点、そのビニールハウスのあれで、国がしたように思うのですが、この中に孝子の畑の、畑小屋とあるのですが、この小屋というのは、そういうのもやっぱり国からのあれに入っているのか。それだけ2点、ちょっと先に聞かせていただけますか。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 2点の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず1点の申請の把握の状況についてですが、ガラスハウスというのは災害時の見回りで把握されておったものでございます。

それで東畑地区のビニールハウスについては、本人さんから連絡を受けたものでございます。その後、地区の農業委員さんに現地確認等を行っていただいてヒアリングを行った結果、その畑小屋も追加された状況になっておりまして、その他は大きなものはなかったと聞いております。それで現在も変わってない状況でございます。

もう1点の畑小屋が対象になるかということですが、今回の要綱の中に、農機具を収納するような倉庫についても対象になるということで、なっております。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 はい、わかりました。ただ、今3件だけで、あとないのかと思って、もしほかにあった人には少し気の毒だと思うので、町から何か申請するように、指示というかああいうのを出すというの、そういうようなのは別に考えてないわけですか。

ビニールハウスとか、そういうのは少ないと思うのですが、何かそういう町からの提案というのはありませんかと、こんなのを言う必要はないと思うのですが、そういうのは考えていなかったのかな。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 町から先ほど申し上げましたとおり、各地区の農業委員さんをお願いして現場の見回りをしていただいて、それで被災農家さんの状況を教えていただいているところでございますので、そういったことをもう既に実施したということでございます。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 はい、よくわかりました。それではまた後で。

松尾委員長 はい。この件はあれですか、農家、農業認定者のみでしか申請できないということでしたか。吉田課長。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 助成対象となる被災農業者の方の件ということでもいいと思うのですが、この事業は被災農業者向け経営体育成支援事業ということで、10月9日に農林水産省の経済局長が発令しまして緊急的に実施するもので、台風21号の被災者ということになるのですが、台風21号によりまして農業用施設等が被災したものであって、地方公共団体による支援や融資を受けて被災施設の復旧等、または倒壊した施設の撤去を行うことによって、農業経営を継続しようとする農業者全体を対象とされております。

松尾委員長 よろしいですか。はい、和田委員。

和田委員 14ページの、この地すべりについてですけど、私は前から多奈川の山は大体石山といって、石ばかりの山かと思っていたのですが、今度のこの地すべりができたのは、山が弱いからなると思うのですが、これについては角度によって、真っすぐ、きつかったら地すべりが起きる可能性が多い、そんなのもあって、その角度的に、府が事業をやってくれて、この角度でということでしたのだと思うのですが、その業者というのか府というのか、この事業について問題はなかったのかということをもまず1点お聞きしたいのですが。

松尾委員長 西部長。

西総務部長 まず今回の多目的公園の地すべりでございますけども、先ほども説明させていただいたように、大阪府が専門の地質業者によって調査したところ、異常が確認されたのは現在地すべりが発生しているこの場所だけということになっております。

それでこの場所の法面ですが、専門業者の見解では土砂採取時の地質データなどを調べてみると、ちょうど地すべりが発生した法面と地層面が、ほぼ平行になっているということで、その地層面の境に多量の雨水が流れ込んで、表層の近いところの地層面がずれたのではないかという見解をいただいております。

それでちょうどこういう、平行になっているのでこうずれたというようなイメージかと思えます。

それで当時もこの箇所については地すべりの心配がされていたということもありまして、写真で見るようにあらかじめこういう法枠で押させるというような対策が講じられておったところがございます。

それでこれについて施工内容等、当時学識経験者の意見も聞きながら必要な対策を講じたということは報告を受けておりました、専門業者にその施工状態なども確認してもらいましたが、施工上の問題は無いという見解をいただいているところです。

昨年の台風21号というのは委員の皆様もご記憶のとおり、南海本線で男里川の橋梁が流されるというような、泉州地域で非常に大きな災害をもたらされた豪雨となっております、岬町でも日量200ミリを超えるような記録的な大雨を観測した状況でございます。

それらを勘案して専門業者の意見としては、自然災害によって発生したものであるということで報告を受けておりました、災害復旧として我々として早急に対応をとる必要があるということで、今回補正を計上させていただいたというところでございます。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 今説明を聞いていますと、まあわかるのですが、金額にしても10億円とは、すごい額だと思うのです。それで今部長の説明では、町の負担、全部要って大体4,000万円と言ったのですか。そのぐらいでこの工事は終わるのですか。

松尾委員長 西部長。

西総務部長 設計がまだ行われておりませんので、最終的な工事の額というのはまだ算出できておりません。

一応今の概算でこれぐらいかということで算出させていただいておりますけれども、あとは国の査定がどこまで認められるかということで、国の査定が全部認められますと、工事費の中で今お示しさせていただいているような枠組みの財政支援を受けることができるという状況になっております。

また災害査定が認められますと、一部設計費の額についても国からの費用も面倒を見ていただけると聞いておりますので、もう少し経費が圧縮できる可能性もございます。

今回の災害復旧につきましては、この場所が多目的公園の公園区域ということもございまして、財産区の所有地ということもありますので、公園管理者である町が復旧しなくてはいけないというところでございます。

ただ、多目的公園の整備の経過もございまして、大阪府に対しても一定の協力を求めてまいりまして、今回は大阪府からも3分の2の負担をいただけるということで、早急に事業を進めていくという観点から、今回予算を計上させていただいたものでございます。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 もう一度確認しますが、一応今の想定では、想定というのかあれでは4,000万円で一応は済むということですね。

松尾委員長 西部長。

西総務部長 はい、また設計とか、それから災害査定状況によって額は変わってくるかと思しますので、それはまたその時点でご報告させていただきたいと思うのですが、今の時点としては4,000万円ということで検討しております。

なお、この額につきましては、多目的公園の管理基金を充当させていただきますので、一般財源への影響というのはないようにということで考えております。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 確認させてもらって何ですけど、私が思うのは、やはりこの事業をやってもらった府というのですか、施工者というのですか、何か頼りに思いますので、府にやっぱり責任はあったと思うので、この予算割合というのですか、国費が66.6%、それで起債額が30%、その中の府が2.22ですか、岬町は1.1とありますけど、ほかにも3分の2と3分の1と来ていますけど、これを4分の1と4分の3、ちょっとでも余計にしてもらえようように何とか、そんな話をしてくれるのかどうかはわかりませんが、できたらそういう話をさせていただいて、府にできるだけ持ってもらえるように要望しておきます。

松尾委員長 要望でよろしいですか。

和田委員 はい。

松尾委員長 はい。ほか、奥野委員。

奥野委員 委員会資料の12ページの兵庫地区水路改修工事設計業務委託料、この地図を載せていただいています、工事箇所がこの黒くしていただいている2カ所になるのですか、この場所は、よく大雨のときは浸水もする箇所ではありますが、もう少し、先ほど説明で、何か雨水の本管を入れるというような説明があったと思いますが、もう少し、これから設計するのでしょうけど、概略はどういうものを予定しているのか、わかれば説明をお願いいたします。

松尾委員長 是澤課長。

是澤土木下水道課長 改修する場所は、大雨時に雨水排水能力が十分でない箇所の水路改修としまして、雨水本管を新たに設置し改善を図ります。

また現状がコンクリートふたの水路がありまして、それをグレーチングにかえる予定もあります。

雨水本管は約105メートルを予定しております。それでふたの取りかえは45メートルを予定しています。

場所は尾和橋、大川にかかっている尾和橋から南に向かってずっと下ってきまして、ちょっと手前に旅館があるところからずっと下に下りまして、交差点になるところまでです。

松尾委員長 はい、奥野委員。

奥野委員 私は地元ですので場所はよくわかるのですが、この一番長い線のところあたりは、そんなに大きな、両サイドにも溝というのが、側溝というのがないように思うのですが、それに新たに何か管を入れるということではないのですね。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 場所につきましては、ちょっと今説明が拙かったですけど、尾和橋を下ってきまして、さらし旅館さんがちょうどこのT字の部分にございます。このT字の海に向いてと、また南を向いてというところが改修対象になってはいますが、委員がおっしゃるような側溝等も現状はまだ小さいものしかない、またふたが雨水をのむのをふさいでいるというような状況もございますので、基本的にはその本管を入れれば、雨水の管を入れれば通行とかに支障はないかと思うのですが、ただ現地の状況を精査するためにも、また測量するためにも今回は委託料を上げさせていただいてまして、その結果に基づいてどういう改修方法でいくかというのは、また業者なりコンサルと詰めていきたいと考えております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 はい、わかりました。これから設計していただくということで内容があれだと思うのですが、近い将来はこの地区も公共下水管も通る予定もあろうかと思っておりますので、そこらをちょっと重ならないようにだけ、ちょっとご配慮いただいております。ありがとうございます。

松尾委員長 ほか、皆さんいかがですか。中原委員。

中原委員 委員会資料の3ページの被災農業者向け経営体育成支援事業について、私からもお尋ねしたいと思っております。

今回の台風21号に基づく支援措置ということだと思いますけれども、農業者の被害の全容について、この機会にお聞かせいただきたいと思っております。

それから各地区の農業委員の方々によって、ご苦労いただいて見回りされたということをお聞きいたしました。それで今回のこの支援事業については、大きいものでいきますとガラスハウス、ビニールハウスといったもの、それで小さいものについては、いわゆるタマネギ小屋のような簡易なものも含めて対象になるということをお聞きしているのですが、被害の実態を把握する際にそういう小さいものの被害にまで点検をしていただくということで、農業委員の方々をお願いされたのかどうか。その点についてもお聞きしておきたいと思っております。

それからこれは申請の締め切りが非常に早かったように聞いておりまして、担当としてもお苦勞なされたことであろうし、また農業委員の方々、被害実態の調査をお願いするに

当たっても短い期間でお願いしなければならないということで、非常にご苦勞をおかけしたのではないかと思いますけれども、その短い期間で、先ほどの説明でありますと全て被害については把握できたとお考えかと思うのですけれど、念のため全てにおいて被害実態が把握できたといえるのかどうか、再度確認させていただきたいと思います。

それからもう1点ですけれども、この支援事業の枠組みとして、施設について撤去、それから再建への財政的な支援ということが枠組みにあるわけですけれども、それ以外の部分、例えば苗だとか肥料だとか、そういったものへの支援というのはないのでしょうか。お願いいたします。

松尾委員長 以上4点だと思いますが、吉田課長。

吉田産業観光促進課長 お答えさせていただきます。委員おっしゃいますように緊急的に実施されたもので、非常にタイトな状況で今も事務が進んでいる状況であります。

1回目の要望調査が10月9日に発令されてから、約週間程度で要望を上げないといけないような状況がありまして、小さなタマネギ小屋まで含めて被災した状況は伺っております。

ただ、本人さんのほうで保険に入られていたりとか自己資金で回収された分もあって、そういうことで本人さんで納得されている方もいらっしゃるかと思います。

周知についてはタマネギ小屋とかも含めて対象になりますということは申し伝えました。

その被害状況の把握については十分かということになってきますと、まだそのことを知らずにいる方もおられるかと思いますので、引き続き農業委員さんにそういう方がおられたら情報をいただきたいということは申し伝えております。

あと最後の、今回の分は農業施設で農業経営を継続するという目的がポイントになって支援されるものですが、融資事業と、農医業経営の継続を目的に再建、撤去されるものについて支援されておまして、ご質問にあった苗、肥料についての支援というのは、この事業の中での支援はないところでございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 つかんでおられる被害の、例えば被害の面積とか、そういった全町的な状況についてはまとめておられますか。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 今回上がっております3件の被災面積ということでございますでしょうか。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 先ほど答弁でおっしゃったとおり、個人の方で被災したけれど、ご自身が入っておられる保険で修繕などをされるというのも被害は被害じゃないですか。私が知りたいのは、今

回の台風で農業者にどれだけの被害が及んだのかという、それを知りたいということなのです。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 先ほども申し上げましたとおり非常に要望調査期間とかタイトなものでございまして、そこまで把握していないのが現状でございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 そうしましたら、大阪府なんかまとめていますのは被害金額と被害面積といったような、大きくは2つの項目で、市町村ごとにまとめて公表したりということをしていっているわけなので、岬町においてもそういうのがまとまった段階で、ぜひ教えていただけたらと思います。

それから今後もしかしたら当時の被害が把握されるということもあるかもしれない。これまでの先ほど来お聞きしてきた努力を聞く範囲においては、これから出てくるものは、件数として出てきたとしても非常に少ないであろうということは想定されるのですが、非常に細かく点検していただいているのだらうと推測できますので、今後の被害が新たにということは少ないと思うのですが、これは一定の締め切りの期間があって、急いで作業もされてということが語られたところですので、二次申請といえますか、今後また新たに把握された場合、いつまでに申請してくださいとか、そういったことは指示があるのかどうか教えていただきたいと思います。

松尾委員長 吉田課長。

吉田産業観光促進課長 そうですね、今の実施されている内容でいいますと、要望調査が行われて、市町村の予算の計上額等のヒアリングもありまして、それらがさきに来ております。

それで予算を確保するのと被災状況を把握するのが並行して進んでいるような状況でございまして、実際に、被災者から交付申請書をいただくのはこれからになってくる状況でございまして。

そんな中でこの14日には2回目の主管課長会議が大阪府のほうで開かれているところでございまして、そこで今後のスケジュール等も示される予定になってくると思いますので、それに準じて随時対応していきながら、委員がおっしゃっているような被災者がもう少し増えてくる可能性とか、そういったものについても対応してもらえるのかどうかも聞いてまいりたいと思っております。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 今後被害が発生した場合に対応できるように、そこはよく話をしておいていただきたい。件数としては当然ゼロである可能性もありますけれど、もし知らない方がいて申請し

たいとなったときに、締め切りがあるので無理ですというようなことのないようにしていただきたいと思いますし、もし第二次の締め切りはいつですというようなことが案内された場合は、また再周知というか行き渡るように、ぜひ努力を引き続きしていただきたいと思います要望しておきます。

引き続きお尋ねしてもいいですか。

松尾委員長 どうぞ。

中原委員 はい、ありがとうございます。

委員会資料の4ページの兵庫地区の水路改修なのですが、先ほど質疑があったところですけれども、これは雨水排水能力が不十分と説明されているのですが、その能力というのは降雨量は何ミリとか、そういう考え方に基づいて、現在何ミリ対応なので何ミリに対応できるようにするのですという考え方に基づくものであるのか。

それでまた先ほどの説明で、そのコンクリートのふたがしてあるから、雨水をのみ込むのに支障があると。それでそれをグレーチングにかえるということもお考えということをお聞きしましたがけれど、その対策で雨水の排水能力が足りるということであるのか。その能力が不十分という中身について、もう少し詳しくお聞きしたいというのが1つ目であります。

それからもう1点ですけれども、こういった工事自体は適切なことだと思うのですが、ここだけでいいのか、この周辺は結構水浸しになるところが多いように思うのです。私よりほかの議員さんのほうが多分実態はよく把握しておられると思うのですが、私も大雨が降ったときとかに、あちこち町内を可能な範囲で見て回っているのですが、この周辺は、この水路を何とかすれば、ほかのところの溢水も防げるというようなことにつながっていくのかどうか。

要するに抜本的な対策ということになっていくのかどうかをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

松尾委員長 中谷副理事。

中谷都市整備部副理事 先ほどの委員のご質問で、降雨強度についての計算はされているのかという質問ですけれども、ちょうど両肩の側溝の改修につきましては現状を確認した上で行っております。それで降雨強度については計算しておりません。

通常降雨強度については開発とか河川改修、それに対応するものであって、現在のこの水路改修の分につきましては現状を把握して、一応降雨につきましては集水面積と、雨量は確認しますが末端の排水場所の件もありますので、末端の排水溝も確認しながら断面を想定していくという考えで設計していきます。

それともう1つの、ここをすることによって、この地域の抜本的な改修になるのかというご質問ですが、現在この地域につきましては道路面には側溝がありますが、両横に約200から250程度の小さい側溝でして、水路の排水能力も弱く、それが原因となって道路に水がたまるという状況になっております。

ですから道路両横の側溝に会所等を設けまして、道路内に雨水管を埋設しまして、その雨水管に取り込んでの排水をするという考えで、この地域の浸水等は防げると考えております。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 今の2点目のことなのですが、ここの工事が完了したら、この周辺における道路への雨水があふれる状況も解消できると考えていいのかどうかということをもう少しお聞きしたいのです。

この黒で線を引いている部分については設計として道路に、この工事が行われたら道路に水があふれるということがないようにということで工事をなさるということはよくわかったのですが、ここだけがそうならいいという話ではないので、この周辺は心配なのかと、ちょっと私もここ、一生懸命映像を思い出しているのですが、何か高低差とかがありますよね、当然。だからその関係で、ここで水をしっかりとみ込めば、この周辺のところからざっと流れ込む雨水についても、道路を水浸しにしない、道路が川みたいな状態ではなくなるかと考えていいのかどうか、そのあたりなのです。

この周辺にもし付随して対策をとっておけばより効果が出るような、そういったところはないのかという、そういう問題意識なのです。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 この区域につきましては若干土地が低いということで、過去に何回も水浸しになってというような経緯のあるところがございます。

それで今回、今年度大雨が降ったときに、ここが一番よく水がついたということで、ここを対象に今回工事しますが、基本的にはこの部分が一番低くて、周辺から道路の排水なんかも周辺から寄ってきているということを考えて、とりあえずこの道路面に寄ってくる水の排水を直近の水路で落として取っていきたいということで考えているのが現状でございます。

雨の降り方とかいろんな状況によって、またほかでもつくところが出てくるかと思うのですが、そのときはまた状況を見ながらやっていきたいと。

基本的にはここを一定解消すれば、今回のようなことは若干低減されるだろうということと考えています。

松尾委員長 はい。ほかの委員さん、質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 よろしいですか。これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第78号「平成30年度岬町一般会計補正予算(第6次)について」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第78号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第81号「平成30年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)について」を議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

是澤課長。

是澤土木下水道課長 委員会資料の16ページをご参照ください。

平成30年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件につきましてご説明いたします。

内訳としましては、1繰入金、1一般会計繰入金としまして395万8,000円を増額補正計上するものです。

内容といたしましては一般会計補正予算でご説明させていただきましたように、下水道事業特別会計における職員の給料等の減額並びに消費税及び地方消費税の確定申告により、中間納付額が確定されたことに伴う増額によるものでございます。

以上、当委員会付託分としまして395万8,000円を増額補正計上するものです。

続きまして、委員会資料の17ページをご参照ください。

歳出としまして、1総務費、1下水道総務費、一般管理費としまして553万7,000円を増額補正計上するものです。

内容としましては人件費の主な補正の要因としまして、本庁が独自に給与カットしております2%減額分の反映によるもの、消費税及び地方消費税の確定申告により中間納付額

が確定されたことに伴うものでございます。

内訳としましては給料が8万9,000円の減額、職員手当等が5万2,000円の増額、共済費が13万4,000円の減額、消費税及び地方消費税が570万8,000円の増額となっています。

続きまして2事業費、1下水道事業費、公共下水道事業人件費としまして157万9,000円を減額補正計上するものです。

内容としましては先ほどと同じく人件費の主な補正の要因としまして、本庁が独自に給与カットしております2%減額分の反映によるものです。

内訳としましては給料が1万8,000円の減額、職員手当等が134万6,000円の減額、共済費が21万5,000円の減額となっています。

以上、当委員会付託分としまして395万8,000円を増額補正計上するものです。

松尾委員長 ただいまの説明に対して、質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第81号「平成30年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第81号は、本委員会において可決されました。

議案第84号「平成30年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)について」を議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 平成30年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)についてご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、平成30年度人事院勧告及び行財政改革に伴う給与の減額並びに人事異動に伴う人件費の調整によるものでございます。

委員会資料の18ページをごらんください。

収益的支出ですが、1水道事業費用、営業費用、配水及び給水費といたしまして41万8,000円の減額補正を行うものです。

内容といたしましては給料14万4,000円の減額、手当2万4,000円の増額、賞与引当金繰入額1万1,000円の減額、法定福利費28万7,000円の減額であります。

次に総係費といたしまして53万7,000円の減額補正を行うものです。

内容といたしましては給料8万4,000円の減額、手当23万2,000円の減額、賞与引当金繰入額2万5,000円の減額、法定福利費19万6,000円の減額であります。

次に、孝子浄水場費といたしまして1万2,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては手当7,000円の増額、賞与引当金繰入額4,000円の増額、法定福利費1,000円の増額であります。

以上、収益的支出の合計といたしまして94万3,000円の減額計上をいたしております。

当委員会付託分の合計といたしまして94万3,000円の減額計上をするものでございます。

松尾委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第84号「平成30年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第84号は、本委員会において可決されました。

議案第94号「岬町水道事業の設置等に関する条例等の廃止について」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 本会議で説明していただいているのであれですけど、ちょっとこれの19ページの5です。岬町水道事業布設工事監督者の配置基準のこれは、これも廃止するとなっている、理由は本会議で言ってくれたのかと思うのですが、こういう大事なものが廃止になるというのは、今度合併をしたのでそうになっているのか、その点をちょっと、理由をよろしく頼みます。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 本会議でもご説明させていただきましたけれども、今回水道事業が大阪広域水道企業団のほうに統合されるということで、この同じような条例が企業団のほうの条例で制定されますので、工事に関しましては岬町での水道の事業がなくなりますので、この条例の必要がなくなるということで廃止させていただくようになることでございます。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 そうしたら広域的になったのでということですね。そうしたらそういうことと同じような条例ができるということですけど、そういう埋設というのはなかなか、一つ違えば漏れるというのですか、ああいうようになるので、岬町の勝手を知ったというのですか、そういう人がこういうのに来て、工事にかかってもらったらいいのですが、広域的になったらどこの地区から来るというものになると思うのですが、そんな点については本当にちょっと要望しておきたいんですけど、きちんとして、この埋設系はきちんとしてもらわないと具合が悪いのです。その点がきちんとしてできることなのか、それを説明してくれますか。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 間違いなく、この布設工事に対することに関しましても管理は必要でございます。

岬町は水道事業がなくなりますので、この条例がなくなるということでして、工事自身がなくなるというわけではございません。それで監督責任は当然、監督はしていかないとあきませんので、その条例は企業団のほうでの、全く同じような条例が残りまして、工事

の監理もしていくということでございますので、岬町の中の条例が廃止されるということでご理解いただきたいと思います。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 岬町の条例を廃止するのはもうわかっているのですが、広域的になったのだからそういうようになるので、それはもう今私が言ったように、岬町を知っている人と、そんなことをいってもできるものではないと思うのですが、その点がどこでも心配する話だと思うのですが、工事が全部、そうしたらもう工事は一切泉佐野でというのか、広域的で事業の請負というのですか、そんなのを全部やっていくのだからと思うのですが、その点について岬町は今もう少し、広域的になったけど間違いないという、何か言ってもらえるものはないのかな。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 本町の水道事業を大阪広域水道企業団が引き継ぎますので、その監督、岬町水道センターができて、きっちり管理、監督はしておきますので、そこら辺はご心配なく進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 岬町で何ができるのですか。

松尾委員長 田代町長。

田代町長 企業長として説明させていただきます。

これはあくまで岬町水道事業の形態がなくなる、いわば廃止するということですが、実際は水道管、そういった施設はそのまま現状のままで今の企業団が引き継いで現状の形でやっていく。中にはまだいろいろ調整しなければならない問題がたくさんあるわけですが、むしろ今まで町の職員が直接かかわっていた事業を今度は水道企業団の職員が直接これからかかわっていく。

それで地元業者の問題ですが、できるだけ各自治体とも今まで現状の地元業者の育成ということで、地元業者をできるだけ使っていただく、こういうことも話の中で進めておりますので、いろいろ複雑な問題がない限り現状の状況で進んでいくんじゃないかと、このように思っておりますし、そういうふうに私は主張申しておりますので、心配はないかと思えます。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 町長の答弁で結構です。

松尾委員長 中原委員は。はい、中原委員。

中原委員 今回、広域水道企業団に岬町も統合されるということで、基本的には賛成しがたいとい

うことは前から申し上げておりますけれども、財政面の困窮がやはり大きいといったところで、やむを得ず賛成せざるを得ないと私も判断したところでありますが、そうであったとしても、やはり引き続きこの岬町における水道事業は水道の安全、安心、きれいな水を提供するという責任を果たしていく必要がありますから、今回条例等を廃止するというところで、水道事業にかかわる全ての条例が廃止されるということになりますけれども、これは中身としては、今和田委員の質問に対する答弁であったとおり、企業団のほうでのルールとして引き継がれるということのように私は理解しているのですが、実体として岬町で制定している条例の中身がきれいにそのまま企業団の決まりの中にきちんと反映されると捉えていいのかどうか、それが1点目であります。

それから来年度から、実体としては恐らく来年度からは大きく変わらないのではないかと私は思っています。

ただ少し心配しているのは、もっと先の将来のことを少し心配しておりますけれども、少なくとも来年度、今年度と来年度で変わる点、変わらない点があるのかお聞きしたいと思うのですが、岬町内に先ほど水道センターというものを設けて、そこで企業団の一員として水道事業については実施していくというふうになるのかと思うのですが、そこに配置される総人数であるとか、あとその配置される人数の内訳、役割分担が一定されていると思いますので、総務や事務の担当、それから現業職といいますか技術職の方、そういった人数、配置、その点についても今年度と来年度で変わりなく運営がされるのかどうか。そういった職員の配置についてお尋ねしたいと思います。

それから職員の待遇についても変わりがないのかどうか。あと休日や夜間については宿直担当者等を配置しておりますけれども、こういった勤務体制についても変わりがないのかどうか、そのあたりについてまずお聞きしておきたいと思えます。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 まず条例の件につきましては、ほぼこのまま。ただ、ほかの市町村と統合する団体と共通する部分は共通化させていただきますが、町独自の部分があれば、そのまま引き継ぐと。特に料金とかはそのまま引き継ぐという形になってこようかと思えます。ただ、まだ今十分検討している状況でございます。

また、うちの水道センターにおきましては現状維持の形で、人数につきましても住民サービス低下を起ささないように、現状維持で今は協議している最中でございます。

先ほど委員ご指摘がありましたように、その浄水場とか24時間の体制、ここの部分につきましては一部、町独自の考え方がございますので、委託しなくてはならない部分等がございますので、そこは今調整しているところでございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 人数については現状維持ということでありましたけれども、その人数の中での役割それぞれについても変わらないということになるのか、その点についても再度お聞きすると、それからその職員の待遇についても不利益が生じないようになっているのかどうか。

それと今お答えいただいた休日や夜間の宿直という部分なのですけれど、一部委託を検討ということかと思えます。これは今検討段階で、来年度からの変更ということもあり得ると思っていいのか、今検討されている状況、目標としているものがどこにあるのか、わかるものであればお聞きしたいと思います。

休日や夜間の宿直等について、少ない職員配置の中で非常にご苦労なさっているのだらうと思えますので、一部委託というのも現実的な措置なのかもしれないのですが、ただ万が一の何かが発生した場合に、休日や夜間の対応が十分できるのかということを見ると、安易に委託していいものかどうかということも、少し不安になるわけです。

範囲が非常に広くなる、その広域企業団全体としては範囲が広いですから、委託されて休日や夜間に勤務していただく方が、この地域に果たして明るい方かどうかということについても、基本的には企業団が決めるということになるのですから、岬町としてもいろいろ要望はいえるでしょうけれど、少しそういうことが万一の対応ということと考えた場合に不安がありますし、それが住民サービスの低下ということになりかねないと思えますので、その一部民間委託の方向性についても、もし今わかっていることがあればお聞きしたいと思います。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 職員の役割につきましてはお客様サービスの低下をなくさないように、ほぼ現状維持で考えております。

また職員の配置につきましては、今水道課に所属しております者に対しまして、その身分移管するかどうかの調査等がまた入ってくるかと思えます。それによって企業団のほうに身分移管する者もおります。また派遣になる者も、そこら辺また調整して、それでまた企業団さんからの人を来てもらわないといけませんので、それであわせて現状維持で進めていきたいと考えておるところでございます。

また宿直につきましては、近隣の市町村では岬町ぐらいと聞いておりまして、宿直をしない方向で進めていきたいと考えておるのですけれども、確かにその24時間運用していることから、いろんな緊急のこと、またお客様サービスの低下のこと等々がありますので、そこら辺をきちっと整理してから、できれば今年度中に何とか宿直を変えられればと考えておるのですが、最低でも来年度からは委託できればと調整しているところでございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 身分の移管のこと、何か今のことにかかわって、よろしいですか。

身分の移管のことに触れられましたが、これはまだこれからということのようだけれど、現在お仕事していただいている方の不利益には決してならないようにご留意いただきたいということと、それから企業団からの受け入れも発生するだろうということで、それは有利になる面もあるでしょうし、要はよそから、遠いところから誰かに来ていただく、片道2時間とかをかけて勤務してくるような人を受け入れるようなケースもあるわけではないですか。その方が、私が一番心配に思うのは地理に明るくないということなのです。それはもう仕方がないことで、その点がやはり一番不安に思うところなのです。

住民さんから、例えばここで水道管、水道が漏れていますと、道路の路面から。それなら連絡があったときに、ここがどこかわからないという、大体今おられる方々はよくわかっておられると思うのです。そういった点で迅速な対応という点で、住民サービスの低下につながるのではないのかということ、私は思っておりますから、そういうことができるだけないようにしていただきたいと、今後人員のことは相談していかれることのように、そういった視点を持って対応していただきたいと思います。

それから引き続きお尋ねするのですが、災害を初めとして、緊急対応の問題で私は不安に思っていることがあるのです。

大阪府北部地震だとか、この間の相次ぐ台風があったわけなのですけれど、このとき企業団では実際にどのように対応されたのかということをお聞きしたいと思うのです。

職員にどういった指示をしたのか、岬町の職員であれば警報が発令されたときは責任者においては自動参集ということになっていきますけど、企業団ではそのあたりの職員の扱いがどのようになっているのか。

また出勤してきて、これはちょっと災害の規模が大きいと、このままこの職員にそこにいてもらったら帰られないようになるというようなケースも当然発生するわけです。特に企業団になったらさっき言ったとおり、片道2時間をかけて通勤してくるような方も発生することは想定されますので、そうなった場合に、その人にそこへいてもらうのか、いわゆる帰宅困難者になりそうな人に対しては、この間の災害のときにどのように指示したのか。

実際に企業団でもう運営されているところが、事例がありますので、そのあたりについてはどんなふうに災害のときに対応されたのか、その点をお聞きしたいと思います。

松尾委員長 西澤参事。

西澤水道課参事 今のご質問ですけれども、災害時の企業団の対応としましては、基本的にはどこの

自治体も同様だと思いますけども、震度5以上、震度4からありますけども、自動的な参集になります。

それで全体的な話をしますと、まず主要な施設に近いものがまず駆けつけて、その施設の状況を確認する。また別に所属部署がありますので、所属部署に近いものもすぐに駆けつけるということになります。

それで水道センターですけども、水道センターについては基本的に水道センターに所属、勤務している職員がまず駆けつけるというような状況になっておりまして、職員の配置につきましても、あまり遠くならないような配置になっておる状況であります、現在のところは。それで緊急時に配置する。それで岬町、岬のように人数が少ない部署、例えば現在センターになっています太子とか千早赤阪です。そういった部署につきましても、当然長期間に及ぶその体制になった場合に、交代ということにはどうするのやということなのですけども、その辺はセンター長のそのときの臨機応変な対応ということに任されています。

それであまりにも長期になるときは、この南部の地域でしたら光明池に南部水道事業所の事務所がありますので、そこで七、八十人の職員がいますので、そのあたりの応援も含めて対応していくということで考えております。

また来年度からは泉南、阪南といった多数の多い事業体が企業団に統合されますので、その辺の職員とのやりとりというのですか、そういうのもセンター同士の話で出てくる必要になるときは、やっていくというふうになっていくと思います。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 今のお答えでいきますと、岬町の水道センターにセンター長というのが配置されるというか、そういう役割の人ができると。それでセンター長が基本的な判断を行うという一定の権限を持っているということになるわけですね。

それで実際の災害が起きたとき、水道部の職員の皆さんも岬町の職員の一員として、今は一員としてあちこちを見て回ったりとか、一定の役割を担われているわけですけど、その点についても災害発生時は現在と変わらない役割を果たされると捉えてよろしいのでしょうか。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 まず水道の部局が企業団になってしまいますので、今の状況で行きますと、うちの今の災害対策本部に私は所属しておりますけれども、それは一定外れるのではないかと考えております。

大阪ガスとか関西電力のようなライフラインの一部として、ただ身近にございます真上におりますので、もっと密に協議のほうは進めていけるとは思いますけれども、一応対策本

部からは一つ外れた形になるのではないかと考えておるところでございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 それもお尋ねしようと思っていたのです。地域防災計画の中で対策本部組織表の中に、その水道部理事という役職があるわけで、当然そこに名を連ねている限りにおいてはほかの部局の皆さんと同じように一岬町の職員ということで、全体にかかわるということになっていくわけなのですが、今お聞きしたことでいうと、そのライフラインの一部という位置づけになるということで、この地域防災計画の一部改定も必要になってくるのかもしれませんが、そうなりますとこの間の災害でいうと、関西電力の対応を思い出すわけです。ああいったことのないようにしていただきたいと、今後岬町との連携の関係をどうしていくのかということについては、きちんと話をしておいてほしいと思います。

とはいっても企業団の一員ということになりますから、企業団からの指示が当然第一なのです。だからそういうところから住民のサービスが低下しないように、ここはぜひ、今と実態が変わらないようにお仕事していただきたいと、改めてこの場で求めておきたいと思います。

それから先ほど和田委員から水道の工事の問題、そのあたりで少し懸念があるということが質問されたところであります。

その点については地元業者の育成ということを町長が語られまして、実際には変わらないようにというか、地元優先で発注するという意思是されたわけなのですが、来年度からは、その点は当初はあまり大きく変わらないと私も思っているのですが、ただ企業団の一員になるということですから、やはり町長がそういう意思を持っていても、そのとおりになるかどうかということは担保されないのですよね。それはもうどうしても仕組み上、そうならざるを得ないと思います。

それで実際に企業団に統合された場合、この水道工事の発注とか契約に関して、今と違うルールが何か持ち込まれるというようなことはないのかどうか。例えば工事金額によって受けられる業者に限定があるとか、あとは契約したときに事業者にとっては煩雑な何か事務事業が発生するとか、そういったことはないのでしょうか。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 契約の入札の件につきましては電子入札になります。それと指名競争入札ではなくなりましたして一般競争入札になります。

ただしその中でも地域要件は間違いなくつけるようになってございますので、センター発注の工事につきましては地域要件が付きまします。岬町のという形になります。

またその説明会を先月に1度させていただいて、またもう一度、今月ですか業者さんに

お集まりいただいて、その入札制度の説明会をする予定にしております。

また随意契約の金額と若干金額の変更等々はございます。現在は130万円が250万円になるのだったと思っていますけども。そこら辺の契約のほうが変わってくるかというところでございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 今電子入札になるということでありましたけれど、大体の岬町内の業者さんは、この電子入札への対応というのは、もうできるものと思っていいいのですか。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 そういうこともありましたので、前回に1度、まずはその制度の説明会をさせていただきますまして、それで今月もう一度説明会のほうをさせていただきたいと思っております。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 今聞いたことによる印象ですけれど、そういうことでいうと電子入札でこれまで、電子入札という形の入札の参加をしたことがない業者さんも一定あるのかという印象を持つのですが、その点については丁寧に、方法であるとか、もしかしたらこれはそのことに伴う、入札に参加していこうと思えばそのことに伴って、業者にとって新たな機材といえますか、ソフトだとか機器だとか、そういう財政的な負担も発生するというものもあるのでしょうか。

それは業者それぞれで違うのしょうけれど、そのあたりについては丁寧に説明し、また必要な助言についてもしっかりと行っていただきたいと思います。

やはり今回、広域企業団に統合するとお決めになった1つの要因としては、やはり地元の水道業者の育成、また経営面、そのあたりも恐らくご検討になって、1つの大きくはないかもしれませんが、決め手という面があったと思うのです。

ですので統合するとなったら電子入札になって非常に煩雑だと、今までやったことがないような手続をしなければいけないとか、あとは必要な機器が発生したとか、そういったことで地元の業者のそれこそ育成の阻害にならないように、ここはぜひ努力していただきたいと思います。

あともう少しですけれども、老朽水道管の更新や耐震化の計画がもし現段階で見通しているものがあれば、岬町内の、教えていただきたいということと、それから国会で非常に混乱というか、強行的な審議が進められているコンセッション方式、水道法の改正の問題ですが、大阪府においては広域化が既に進んでおりますので、またよその自治体とは条件が違いますけれども、コンセッション方式について何か企業団であるとか、ほかの自治体

等で考え方といいますか、参加について何か議論されているようなことがあるとすれば、お聞きしておきたいと思います。お願いします。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 老朽化の更新です。施設整備計画というものを現在策定中でございまして、本当に今作成して、来年度からそれをベースに本格的に実施設計をしていきたいと考えているところでございます。

それで今ちょっと問題になっております水道法の改正の中のコンセッション方式につきましてご説明させていただきたいと思いますが、コンセッション方式といいますと官民連携のところでは施設の所有権を自治体が所有したまま民間が運営していくというのがコンセッション方式ということになってございまして、私ども岬町につきましては、まずは統合と進んでおりますので、まずはこの民間経営という部分は、まず今のところは持ち上がってないというか、影響がないのかと考えているところでございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 施設整備計画を現在策定中ということでありましたけれども、この中に岬町の水道施設は入っているのでしょうか。策定中なので予定だと思えますけど、見通しで構いませんが、わかるようであれば教えていただきたいです。

松尾委員長 西澤参事。

西澤水道課参事 先ほどご説明させていただいた施設整備計画ですけれども、これは岬町域の水道事業の施設整備計画というのを作成していくということです。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 それは来年度からの実施設計ということを目標に取り組んでおられるということですから、ただ相談は企業団との相談というか、そういうこと、岬町が勝手にここもあそこも何もかも、古いところがいっぱいあるので更新したいですとか、そういうわけにはいかないと思いますけれど、いつごろの時期に計画の策定を完了すると考えておられるのか、時期についてお聞かせいただきたいということと、それから今年度中のことですから、これは当然策定が完了された場合は議会にも報告をいただくということによろしいでしょうか。

あとコンセッション方式について、これは一般のマスコミでも非常に問題が多いということで、この間報道がたくさんされているわけですが、まず岬町については今検討していないということでありましたけれども、大阪府の企業団の中で、何かこのことについて考えていることがあるのかどうか、その点についてもお聞きしておきたいと思います。お願いします。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 施設整備計画につきましては一応今年度中の策定予定でございます。

そのコンセッション方式につきまして、企業団のほうでどう考えておるかというのは、
松尾委員長 西澤参事。

西澤水道課参事 コンセッション方式ですけども、企業団では現在特段検討しておりません。企業
団では府内の大阪市を除く全市町村の広域化を進めておるところで、コンセッショ
ン方式というのは官民連携の推進という部門に当たってくると思うのですけども、それで
はなくて、企業団では通常の広域連携の推進を進めておるところになってきます。

松尾委員長 議会への報告はあるかどうかというのを。

松尾委員長 西澤参事。

西澤水道課参事 お尋ねの更新計画の議会への報告ですけども、この計画は現在策定しておるのが
企業団で策定していただいています。

内容につきましては我々岬町の水道課から、こういうところを早くしてほしいとか、こ
ういう順番でこういうボリュームで計画してほしいという要望を挙げた上で、企業団の内
部で策定していただいていますので、今のところ議会への報告は特段考えておりません。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 となりますと、この施設整備計画については企業団のホームページ等で公開されると考
えたらいいのでしょうか。

松尾委員長 西澤参事。

西澤水道課参事 ちょっとそこまで確認できておりませんが、当然それをしていくことになると思
います。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 ぜひ私たち議会に公開するようにしていただきたいと思うのです。お願いします。

松尾委員長 西澤参事。

西澤水道課参事 先ほどの公開ですけども、公開していく形になると思いますし、企業団で企業団
議会というのを持っていて、皆さんご存じだと思いますけども、そちらでも報告、また
首長会議もありますし、そちらでの報告もあると思いますので、公開していく形になっ
ていくと思います。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 例えば今まででしたら岬町の議会の全員協議会だとか、こういった事業委員会だとか、
関連するところでご報告いただいていたのです。そういったことがなされるのかどうかと
いうことをお聞きしているのです。

そういうふうにしてほしいと、今年度中のことですから企業団で策定していると、当然

来年度以降のことですから、そういうことになるのですが、企業団に統合されることで本当にメリットがあるというふうになっていくのかどうか、そういったことも、やはり私たちとしても点検していく必要がありますから、ぜひ議会にまとまった段階でご報告いただきたいと思います。

それは団との調整といいますか、そういうことも必要かもしれませんので、そこは協議していただいて、可能であれば報告していただいたり、公開された後には少なくとも書面で計画については配付いただくと。これは公開されているものですから可能だと思いますので、そういった形も含めて私ども議会にご報告いただきたいと思います。

議員団でその広域企業団の議員団には報告されるということは当然のことで、ただ岬町の議会としては広域企業団に議席を持ってないわけですから、傍聴に行ったりとかいろいろしないと、いろんな細かい情報が今まで以上に入らないということになってしまうのです。ですので少なくとも今年度中に限ってのことですと、公開できるもの、また今後の変更点なんかについてわかることがあれば事前に教えていただきたいと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

それからあともう1点なのですが、これは要望なのですが、住民の皆さんへの周知の問題で、いろんな書面が住民の皆さんのところへも、特に料金の問題で届いていくということになったりするわけなのですが、企業団という名前はあまりなじみがないと思うので、住民の皆さんにとっては、

よその地域なんかで水道企業団の名前で来た書面を詐欺ではないかという誤解があったりとか、そういう問い合わせがあったりというようなことを聞いていますので、住民の皆さんには丁寧に周知していただきたいと思います。

松尾委員長 ほか。和田委員。

和田委員 少し確認だけ。この広域になりますと、今岬町にあります水すいセンター、あれはどういうようになるのですか。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 お客様センター、水道センターにございます水すいセンターにつきましては現状のままでございます。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 すみません、そうしたら現状のままということは広域に入らないで、岬町で動いてもらうということですか。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 水すいセンター自身が現在第一環境というところに業務委託しておりますの

で、今は岬町から委託している部分が企業団からの委託にかわるということで、業務内容はそのままの状況になりますので、ご理解いただきたいと思います。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 企業団へ行くということですね。入るといことになるのか。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 企業団からの発注、業務委託になりますということでございます。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 これはそもそも水すいセンターができたというのは、徴収率を上げるために最初復活したと私は記憶しているのですが、企業団へ行ってそれだけの徴収率というのか、岬町でしていれば、ああせいこうせいと言って徴収率を上げるようにできるけど、企業団へ入ってしまうとどういようになるのですか。この水すいセンターというのは、一応水道の関係がある、一応徴収率といたら何なんですけど、そういうような目的でできたように思うので、その点を活発にできるのか、企業団へ行って。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 先ほども申していますように、水道課の業務状況はそのままでございますので、水すいセンターのお客様センター自身もそのままになります。

当然その徴収率につきましても企業団の者が、私ども職員と同じような者が行きますので、目を光らせて徴収率の向上に向けて現在と同じような状況で進めていきたいと思っております。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 もう1点だけ。そうしたらそういうことで、もう岬町としては徴収率やそういうことは、もう言えないということですか。

松尾委員長 田代町長。

田代町長 今は、岬町は水すいセンターの中に業者を委託して、今事業をやっていただいているわけで、それが全て今度は企業団に移りますので、企業団がその業者を引き続き委託業者として使っていくということになっているということで、事業内容は全く変わりません。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 そうしたら徴収率をもっと上げてほしいというのは、もう町からは言われたいということですね。

松尾委員長 田代町長。

田代町長 徴収率の問題も企業団の中で上げないと、やっぱり経営が苦しくなってくると思うし、住民のいわば未収金がたまってきますので、それはやっぱり同じように企業団が未収金の

回収にはその業者を使って同じような内容で事業をやっていくと思います。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 そうですか。もう向こうへ任しておかないということですね、そうしたらもうそういうことですね。

ちょっとやはり、それが少し心配で私は質問したのですが。やはりよく前に言ったのは、徴収するのが悪いということで、これができた、そう思うのですから、やはりできたら町に追いついてできたらと、この前に、今言っても遅い話ですけど。そういうことで今質問させていただきました。

松尾委員長 よろしいですか、和田委員。

和田委員 はい。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 水すいセンターのことで思い出しました。はい、言っています。水すいセンターの事務が煩雑にならないかどうかということが、少し気がかりなのですけど。

今までは水道料金も下水道料金も町が委託して町に納めると。徴収したものを町に納めるということになるのかと思うのですけど、それが2つから委託を受けるということになるのかと思って。

そうなると水すいセンターそのものの事務自体が2つに分割しないといけないというか、何かややこしくなったりとか、その事務量が増えたりとか、そういうことにはならないのでしょうか。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 委員おっしゃるとおりで、現在水道料金と下水道料金の両方を業務委託で徴収していただいております。

ですので今回、その水道料金は当然そのままやりますけれども、下水道料金につきましてどうなるかということでしょうけども、岬町の下水道課から、企業団が業務委託を受けて、水すいセンターの業務とすれば、今私ども水道課が下水道課から業務委託を受けているのと同様の形ですので、やっている内容は一緒、全く同じでございます。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 ということでいうと、徴収したお金の、その振り込み先が2つになるということですか。

それとも、もうそこも1本で。もう少し詳しく教えてください。

松尾委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 すみません、振り込み先といいましょうか、徴収していただく振り込み先ですね。お客様が入れる先は1つ、現状と全く同じでございます。

松尾委員長 中原委員、よろしいですか。中原委員。

中原委員 ということは、水すいセンターの実務としては内容も量も変わらないと捉えたらいいのですね。はい、わかりました。

松尾委員長 昼に近づいてきているのですけれども、この後協議会があります。

このまま続けていくかどうかを諮りたいと思いますけれども、このまま続けていきたいと思うのですが、皆さんいかがですか。

(「継続」の声あり)

松尾委員長 はい、継続させていただきます。

ほか、質問はないですか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 はい。すみません、私から1点だけちょっと聞きたいことができましたので、副委員長にかわります。

反保副委員長 それでは委員長にかわりまして、副委員長の私が進めさせていただきます。

松尾委員長。

松尾委員 1点だけすみません。逢帰ダムのあると思うのですが、これは説明されたかどうか、説明されていたらすみません。これの行方といいますか、水道企業団に移行されたときの運営というか持ちものというか、その行方を教えていただきたいと思います。

反保副委員長 鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 現在、逢帰ダムというのは大阪府の持ちものでございまして、岬町が管理委託しているところでございます。岬町が受けておりますので、水道課の浄水場がございまして、岬町の水道課が今一応管理しているという形になりますけれども、今後は岬町が管理委託して、その下で取水、水道の部分だけは企業団が受託するとか、その運用をするとかいうのは、ただいま協議中でございます。

だから岬町が大阪府から受けているというところは間違いございませんので、協議しているところでございます。

松尾委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

反保副委員長 いいですか。

松尾委員 はい。

反保副委員長 それでは委員長にお返しいたします。

松尾委員長 はい。それでは私、進行を進めます。

それでは質疑はないということで、質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第94号「岬町水道事業の設置等に関する条例等の廃止」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第94号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件4件については、全て議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

これで、事業委員会を閉会いたします。

(午後0時00分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成30年12月7日

岬町議会

委員長 松尾 匡